

院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル

初 版：2022年6月21日

第2版：2025年 9月 5日

院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル

公益財団法人佐々木研究所附属杏雲堂病院

形式的な疑義照会をなくすことにより、①保険調剤薬局での患者待ち時間の短縮、②処方医の負担軽減、③保険薬局薬剤師の服薬指導の充実を図るため、本プロトコルで定めた項目については、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

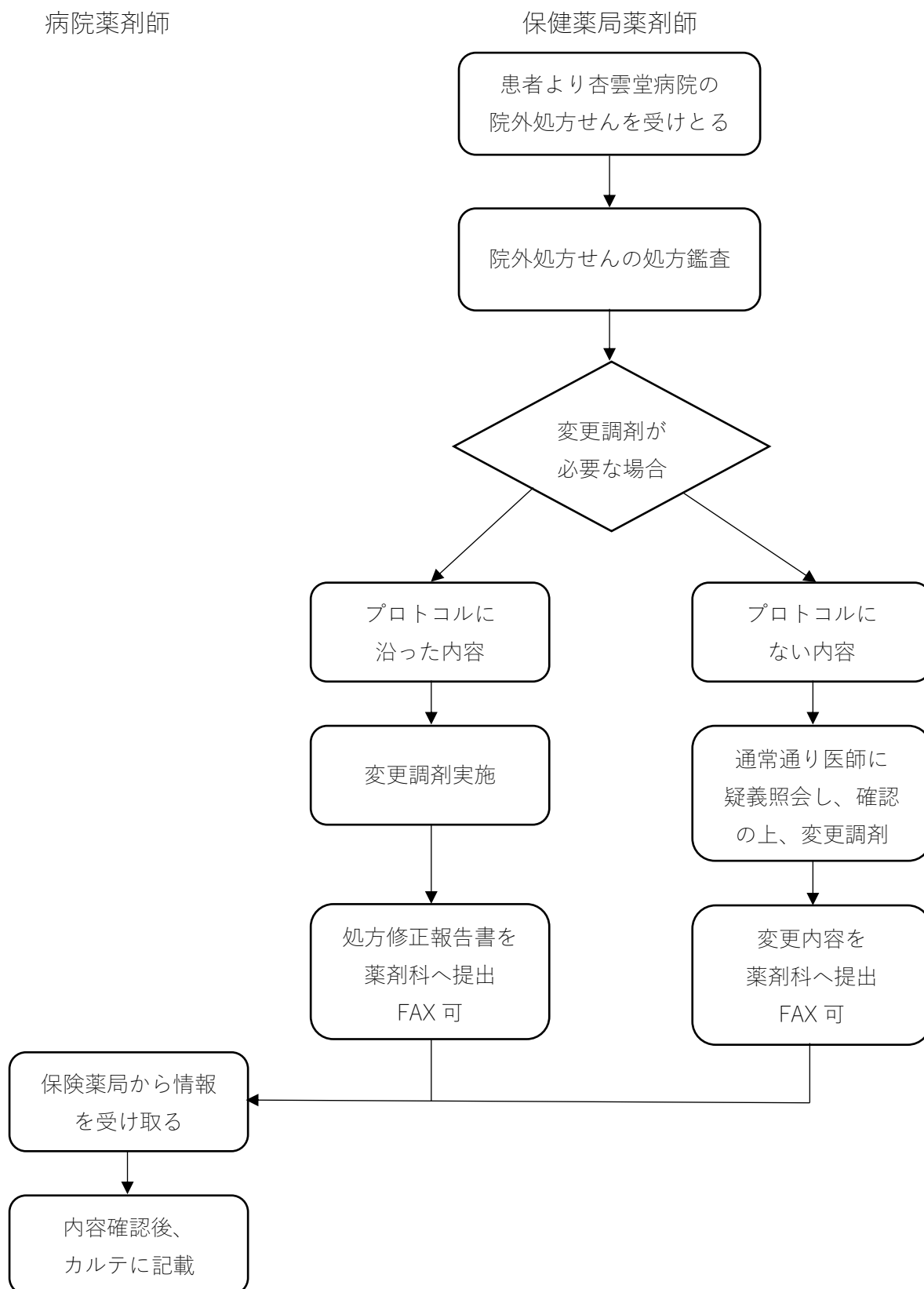
処方変更に関わる原則

1. 問い合わせ等の簡素化を希望する場合、「院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル合意書」（以下「合意書」という）を提出し、合意書の提出をもって実施する。
2. 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名または記名・押印がある場合は、疑義照会なく処方薬の変更はできない。
3. 処方に医師のコメントがある場合はコメントを優先する（「剤形変更不可」、「規格変更不可」等）。
4. 医薬品の適応および用法用量を遵守した変更とする。
5. 安定性や溶解性、体内動態等について薬学的解釈を行い、患者に利便性が向上する場合に限る。
6. 患者より他院および他診療科等の服用状況を確認の上、相互作用・副作用を考慮する。
7. 処方変更に際しては、服用方法、安定性、価格、加算等に関して患者に十分な説明を行い、同意を得る。
8. 医療用麻薬、抗悪性腫瘍剤および注射薬については本プロトコルの対象外とする。
9. プロトコル以外の疑義照会に関しては処方医へ直接行う。

運用方法

院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコルに記載された事項について、保険薬局薬剤師が患者の同意が得られ、処方変更した場合には、「疑義照会簡素化プロトコルによる処方修正報告書」に変更内容を記載し、薬剤科へFAXまたは直接提出する。

院外処方せんにおける疑義照会のながれ



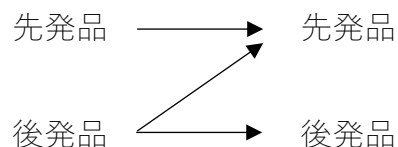
処方医への疑義照会を不要とするもの

① 成分が同一の銘柄変更

【例】

グラクティブ錠 50 mg ⇒ ジャヌビア錠 50 mg
アムロジピン OD 錠 5 mg ⇒ ノルバスク OD 錠 5 mg

* 変更可



② 剤形の変更

【例】

ミヤ BM 錠 ⇒ ミヤ BM 散
ノルバスク錠 5 mg ⇒ ノルバスク OD 錠 5 mg

* 用法用量に変更が生じないこと

* 安定性、溶解性、体内動態、服薬状況を考慮のこと

* 吸入薬、外用薬は不可

* 例外としてパップ剤⇔テープ剤の変更は可（⑤参照）

③ 別規格がある場合の規格変更

【例】

5 mg錠 1 回 2 錠 ⇒ 10 mg錠 1 回 1 錠
10 mg錠 1 回 0.5 錠 ⇒ 5 mg錠 1 回 1 錠
5 mg錠 1 回 1 錠 ⇒ 10 mg錠 1 回 0.5 錠

* 安全上、利便上の向上の場合に限る

* 添付文書を逸脱しないこと

④ 外用剤の用量規格の変更

【例】

ヒルドイドクリーム 0.3%25g 2 本 ⇒ ヒルドイドクリーム 0.3%50g 1 本
アドフィードパップ 40 mg (7 枚) 6 袋 ⇒ アドフィードパップ 40 mg (6 枚) 7 袋

* 総量が同一の場合に限る

* 1 回使用量の変更は不可

ロキソニンテープ 50 mg 2 枚 ✕ ロキソニンテープ 100 mg 1 枚

⑤ 同一成分の消炎鎮痛外用貼付剤における剤形変更

【例】

ロキソニンパップ 100 mg ⇒ ロキソニンテープ 100 mg

⑥ 服薬状況の理由により、半割、粉碎、混合すること、あるいはその逆

【例】

ワーファリン錠 1 mg 2.5 錠 ⇒ ワーファリン錠 1 mg 2 錠

ワーファリン錠 0.5 mg 1 錠

* 安定性データに留意のこと

⑦ 服薬状況の理由により、一包化する、あるいはその逆

* 患者希望またはアドヒアランス不良が改善されると判断できる場合のみ

* 医師のコメントに「一包化不可」とある場合は除く

* 安定性データに留意すること

⑧ 残薬調整のための投与日数の短縮

【例】

アジルバ錠 20 mg 30 日分 ⇒ アジルバ錠 20 mg 20 日分 (10 日分残薬あり)

リンデロン VG 軟膏 0.12% 3 本 ⇒ 2 本 (1 本残薬あり)

* 短縮の場合に限る (削除については次回処方漏れの恐れがあるので不可。
追加、投与日数延長も不可。)

* 麻薬、抗悪性腫瘍薬、向精神薬は除く

* 頓服処方[※]は除く

⑨ 外用剤の用法 (適用回数、適用部位、適用タイミング等) が口頭等で指示されている場合の用法追記

【例】

モーラスパップ XR120 mg 2 袋 1 日 1 回 ⇒ 1 日 1 回 腰

* 薬歴上あるいは患者面談上、用法が明確な場合

⑩ 内服薬の用法が頓服あるいは回数指定にて記載があり、具体的な用法が口頭等で指示されている場合の用法追記

【例】

ナウゼリン錠 10 mg 1 回 1 錠 ⇒ 1 回 1 錠 嘔気時

* 薬歴上あるいは患者面談上、用法が明確な場合

- ⑪ ビスホスホネート製剤等の「週 1 回」、「月 1 回」製剤が連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数適正化

【例】

ボナロン錠 35 mg（週 1 回製剤）1 回 1 錠 起床時 14 日分 ⇒ 2 日分

* 薬歴や患者面談の上、明らかな処方間違いである場合

- ⑫ 「1 日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の薬剤と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化

【例】

ラシックス錠 20 mg 1 回 1 錠 隔日投与 30 日分 ⇒ 15 日分

* 薬歴や患者面談の上、明らかな処方間違いである場合

- ⑬ 湿布薬の総枚数とコメントでの指示枚数が異なる場合の適正化

【例】

ロキソニンテープ 100 mg（7 枚／袋） 10 袋 ⇒ 4 袋

1 日 2 枚使用 14 日分

* 処方量より増える場合は疑義照会

- ⑭ 抗菌薬の併用による乳酸菌から耐性乳酸菌への変更（定期服用の場合は除く）

【例】

薬歴等で乳酸菌製剤が継続使用されていることが確認できる場合において、
抗菌薬が併用されていない場合（またはその逆）

ビオフェルミン R ⇒ ビオフェルミン

* 抗菌薬併用期間のみビオフェルミン R を追加する場合には、ビオフェルミンとの合計日数は元のビオフェルミンの処方日数を超えないこと

- ⑮ 医師了解のもとで処方されている漢方薬の「食後」処方

【例】

大建中湯(2.5g) 1 回 1 包 1 日 3 回 食後

* 患者面談上、食後投与が妥当と判断された場合

- ⑯ 「食後」「食前」の処方で、添付文書上、食直後・食直前と記載されているものの変更

【例】

グルファスト錠 10 mg 3 錠 毎食前 ⇒ 毎食直前

処方変更・調剤後の連絡

プロトコルに基づき処方変更をした場合は、下記の項目を順守して情報提供を行う。

- ① 処方変更の内容は「疑義照会簡素化プロトコルによる処方修正報告書」に記載し、FAX にて報告する（持参も可）。
- ② 残薬調整を行った場合は、調整の理由を明記する。
- ③ 情報提供した内容は、必ず患者の「お薬手帳」にも記載し、診察時に「お薬手帳」を提示する旨、徹底する。
- ④ 後発医薬品への変更、一般名処方より調剤した薬剤名については、「お薬手帳」に記載し、FAX による報告は不要とする。

プロトコル以外の疑義照会

本プロトコルに該当しない疑義照会は処方した医師に直接行い、処方変更となった場合は「疑義照会報告書」に記載し、FAX にて報告する。ただし、書式は問わないこととする。

FAX 送付先

公益財団法人佐々木研究所附属杏雲堂病院
薬剤科
FAX：03-3292-3374

本プロトコルに関する問い合わせ窓口

TEL：03-3292-2106（薬剤科直通）

受付時間：9:00～17:00 （月曜-金曜）

合意書

公益財団法人佐々木研究所附属杏雲堂病院と

は、

薬剤師法第 23 条第 2 項の取り扱いについて、下記の通り合意した。

なお、保険調剤薬局での運用において、患者の不利益に結びつくことのないよう、十分な説明の上、合意を得てから行うものとする。

記

- 1 院外処方せんにおける疑義照会の運用について、以下の場合に原則として疑義照会を不要とする

- ①成分が同一の銘柄変更
- ②剤形の変更
- ③別規格がある場合の規格変更
- ④外用剤の用量規格の変更
- ⑤同一成分の消炎鎮痛外用貼付剤における剤形変更
- ⑥半割、粉碎、混合、一包化
- ⑦その他、合意事項

- ## 2 開始時期について

開始： 年 月 日

- ### 3 合意の解除、内容変更について

合意の解除、内容の変更については、必要時協議を行うこととする

以上

年 月 日

住所 東京都千代田区神田駿河台 1-8

名称 公益財団法人佐々木研究所附属杏雲堂病院

代表者 病院長 梶村 春彦 印

住所

名称

代表者 印